

申請書への被共済者住所記入の注意点!

建退共では、被共済者の皆様に退職金を確実に受け取って頂くための取り組みとして、手帳申込み及び手帳更新時の申請書へ被共済者の住所情報を記入して頂いています（住所記入は必須です）。

「けんたい No.11」で既にお知らせしていますが、記入して頂いた住所は、手帳発行のつど被共済者の現住所として登録していますので、ご本人様へ確認のうえ正確な住所を記入して頂く事もとても重要となります。

記入された被共済者の住所情報に不備があると手続きができませんので、記入もれ等がないようご確認のうえ、提出して頂きますようお願いいたします。

例えば・・・

- ① 住所記入欄に住所が記入されていない。
- ② 郵便番号が記入されていない、または記入された郵便番号が住所と一致していない。
 - ◆ 郵便番号は必須項目となっています。
ご面倒でも、調べて頂くなどして正しい郵便番号を記入して頂きますようお願いいたします。
- ③ 郵便番号は記入されているが、住所の記入がされていない。
- ④ 町名までしか記入されていない。（〇番〇号等の記入もれ）
 - ◆ 郵便物は町名までの記入でも届く場合がありますが、住所登録には正確な〇番〇号までが必要となります。

1	4	2	0	9	9	9	9	3	ミチ	テツオ	2	赤		赤
									道 鉄男			青		青
	〒 8 5 0 0 8 7 4 長崎市魚の町200-2													

更新申請書には、被共済者番号と氏名の下段に住所記入欄が設けられています。郵便番号の横に続けて住所を記入してください。

- ◆ 特に、更新申請書（掛金助成も含む）の提出の場合に、記入もれが多いようです。

- ❖ なお、処理後発行された手帳の最終ページにも、被共済者住所記入欄が設けられています。この欄は、被共済者に自署していただくこととなっています。手帳が発行されましたら、被共済者ご本人に現住所を記入してもらってください。（平成 20 年 10 月発行の手帳から被共済者住所記入欄が設けられています。）

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（Tel.095-826-2285）迄お問い合わせください。

※ なお、このお知らせは平成 26 年 2 月 28 日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。